

令和2年度宮崎県立佐土原高等学校入学者選抜結果の簡易開示について

令和 2年 3月 11日
宮崎県立佐土原高等学校

受検者は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり簡易開示請求を行うことができる。

(1) 簡易開示請求ができる個人情報

簡易開示請求ができる個人情報は、令和2年度宮崎県立高等学校推薦入学者選抜（以下「推薦入試」という。）及び一般入学者選抜（以下「一般入試」という。）における学力検査の教科別得点及び合計点とする。

(2) 簡易開示請求ができる者

簡易開示請求ができる者は、推薦入試又は一般入試の受検者本人（以下「受検者」という。）とする。

(3) 簡易開示請求ができる期間及び受付時間

簡易開示請求ができる期間は、令和2年4月1日（水）から同年4月30日（木）までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び志願先高等学校長が指定する日を除く。

*本校においては下記の日を除きます。

4月1日（水）、8日（水）、27日（月）

また、簡易開示請求ができる受付時間は、原則として、全日制の課程においては、午前9時から午後4時までとする。

(4) 簡易開示請求ができる場所

宮崎県立佐土原高等学校

(5) 持参すべきもの

受検票と生徒手帳（中学3年生のときの生徒手帳でもよい）。ただし、生徒手帳がない場合は、出身中学校発行の卒業証明書もしくは卒業証書、または各種健康保険証で代えることができる。

※受検票の再発行を希望する場合は、次の①～③のいずれか2つのものを持参して申し出ることとする。

- ① 生徒手帳（中学3年生のときの生徒手帳でもよい）
- ② 出身中学校発行の卒業証明書もしくは卒業証書
- ③ 各種健康保険証

(6) 簡易開示の方法

受検者本人であることを確認後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。